

# 古代の学生・役人の長期休暇

下野市教育委員会 文化課

## 用語解説

**大国・上国**：古代において、中央集権体制を確立するために地方行政区画を行い、政治力・経済力や土地面積・人口などの国力により地方諸国を四等級に分けた。下野国は上国のため四〇人の定員。

**仮寧令**：によると官人の

休暇は六日ごとに一日、三年に一度、三〇日であり、このほか現在の忌引きのような制度もありました。

古代（奈良・平安時代）の旧暦八月は、新暦では十月に相当するため、早稲の稲刈りで多忙な季節となります。機械の無い時代、いかに効率よく作業を進めるかが生産性の向上のカギとなりました。残念ながら効率を追求してもこの時代は限界があり、最後は人手をどれだけ確保できるかが作業の分かれ目となったようです。田植えや稲刈りの際には、通常、農業に従事しない人々までも動員されたことが、正倉院文書などからわかります。当時、農業に従事しない人々の中には、大学生や国学生と呼ばれる学生がいます。都の式部省には「大学寮」が設置されました。式部省は、律令時代の中央官庁の省庁の一つで、文官の任官・昇進などの人事一般をつかさどりしました。おおよそ現代の市役所機構では、総務課人事担当の職務に相当します。大宝律令の制度の中で、下野朝臣古麻呂も式部卿（長官）の官職を得ておりました。その式部省所管の大学寮をわかりやすく表現すると「中央政府所属の官吏養成機関」となります。この組織には、学生四〇〇人、算生三〇人のほか書生若干名が所属し、上級官吏としての事務員のほか算学や書・文章作成能力などに

長けた職員を養成しました。これに対して、(国府) 地方には地方教育機関として国学所が設置され、国の規模により定員に差がありました。大国五〇人・上国四〇人・中国三〇人・下国二〇人で、郡司(郡の役人)の子弟を有資格者としてしました。学校は国衙(役所・現代の県庁相当)の近くに置かれ、博士(国博士)一人、医師(国医師)一人を教官として学問が行われました。中央の学生は一〇日ごとの試験と年一回の年終試験が課せられ、在学九年で修学見込みのないものは退学となりました。大学の最終試験を無事終了した人は得業生と呼ばれ、省庁に就職しようとした場合、秀才(論文試験)・明経(論語・儀礼)・進士(行政対応問題)・明法(法律)の四科目の国家試験を受け、科目と成績に応じて位階が授けられ、相当の官職に就職できました。中央も地方も入学資格者は、十三歳以上十六歳以下の聡明な人が条件とされ、学生はおもに五位以上の貴族の子弟とされましたが、八位(下級役人)までの子弟でも志願者は入学が許可されました。彼らのような一〇日に一度の試験に追われている学生でも「田仮」と呼ばれる

れる夏季休暇が与えられました。当時の教育法である「学令」には、その日数を規定していませんが、役人の休暇法とされる「仮寧令」には、在京の役人達にたいして五月と八月に休暇を十五日ずつ与えられていました。地方でも同様の休暇があったのでしょうか。いわゆる田植えと稲刈りの農繁期の休暇です。古代の学生や役人は長期休暇でも完全にオフにはならなかったようです。学生の皆さん！夏休みの宿題は終わりましたか？働いている皆さん！上半期の業務目標は達成できそうですか？暑い時期ですが体調に気を付けて頑張りましょう。



こまろくんにも夏休みがあったかな？